

## 議案第 1 1 号

専決処分（白井市都市計画税条例の一部を改正する条例）  
の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のように専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

### 提案理由

本案は、地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を緊急に改正する必要が生じ専決処分したので、その承認を求めるものです。

白井市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日 専決

白井市長 笠井 喜久雄

白井市条例第 1 1 号

白井市都市計画税条例の一部を改正する条例

白井市都市計画税条例（昭和 5 4 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 2 項」を「附則第 1 5 条第 3 1 項」に改める。

附則第 1 4 項中「第 9 項、第 1 3 項から第 1 7 項まで、第 1 9 項、第 2 0 項、第 2 4 項、第 2 7 項、第 3 1 項から第 3 3 項まで、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 1 項若しくは第 4 4 項」を「第 8 項、第 1 2 項から第 1 6 項まで、第 1 8 項、第 1 9 項、第 2 3 項、第 2 6 項、第 3 0 項から第 3 2 項まで、第 3 5 項、第 3 6 項、第 4 0 項若しくは第 4 3 項」に改め、同項を附則第 1 6 項とする。

附則第 1 3 項中「附則第 3 項及び第 5 項」を「附則第 5 項及び第 7 項」に、「附則第 3 項及び第 6 項」を「附則第 5 項及び第 8 項」に、「附則第 4 項、第 6 項及び第 7 項」を「附則第 6 項、第 8 項及び第 9 項」に、「附則第 6 項から第 8 項まで」を「附則第 8 項から第 1 0 項まで」に、「附則第 8 項」を「附則第 1 0 項」に、「附則第 9 項から第 1 1 項まで」を「附則第 1 1 項から第 1 3 項まで」に、「附則第 1 0 項」を「附則第 1 2 項」に改め、同項を附則第 1 5 項とし、附則第 8 項から第 1 2 項までを 2 項ずつ繰り下げる。

附則第 7 項中「附則第 3 項」を「附則第 5 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 6 項中「附則第 3 項」を「附則第 5 項」に改め、同項を附

則第 8 項とする。

附則第 5 項中「附則第 3 項」を「附則第 5 項」に改め、同項を附則第 7 項とし、附則第 4 項を附則第 6 項とし、附則第 3 項を附則第 5 項とし、附則第 2 項の次に次の 2 項を加える。

(法附則第 15 条の 1 第 1 項の条例で定める割合)

3 法附則第 15 条の 1 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

(改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

4 法附則第 15 条の 1 第 1 項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第 16 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するか  
の別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の白井市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第11号資料の1

○白井市都市計画税条例（昭和54年条例第22号）新旧対照表

改正案	現 行
(略)	(略)
附 則	附 則
(略)	(略)
(法附則第15条第31項の条例で定める割合)	(法附則第15条第32項の条例で定める割合)
2 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	2 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
<u>(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)</u>	
3 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。	(新設)
<u>(改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</u>	
4 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	(新設)
<u>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいひ、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u>	
<u>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u>	
<u>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれかに該当するかの別</u>	
<u>(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日</u>	
<u>(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日</u>	
<u>(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後</u> <u>に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</u>	
(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)	(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)
5 (略)	3 (略)
6 (略)	4 (略)

7 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）

10 （略）

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

11 （略）

12 （略）

13 （略）

（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

14 （略）

15 附則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第5項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第6項、第8項及び第9項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第8項から第10項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第10項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第11項から第13項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1

5 附則第3項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第3項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第3項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第3項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）

8 （略）

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

9 （略）

10 （略）

11 （略）

（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

12 （略）

13 附則第3項及び第5項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第3項及び第6項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第4項、第6項及び第7項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第6項から第8項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第8項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第9項から第11項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1

項に、附則第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

16 法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(略)

項に、附則第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

14 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(略)

## 議案第 1 1 号資料の 2

### 白井市都市計画税条例の一部を改正する条例

#### 1 附則第 2 項

課税標準の特例措置のうち、固定資産税と同様に地方税の改正に伴い引用条項を整理するもの。

#### 2 附則第 3 項（法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項の条例で定める割合）

課税標準の特例措置のうち、固定資産税と同様に改修特別特定建築物に係る特例割合を 3 分の 1 とする規定を新設するもの。

#### 3 附則第 4 項（改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の特例について、固定資産税と同様に、適用を受けようとする者の申告する規定を新設するもの。

#### 4 附則第 5 項から第 9 項（宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例）

引用条項を整理するもの。

#### 5 附則第 1 0 項（農地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例）

引用条項を整理するもの。

#### 6 附則第 1 1 項から第 1 3 項（市街化区域農地に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例）

引用条項を整理するもの。

#### 7 附則第 1 4 項から第 1 6 項（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

引用条項を整理するもの。